

令和6年度つがる市低所得者支援給付金のお知らせ

デフレ完全脱却のための総合経済対策における新たな物価高騰対策として、令和6年度において、新たに住民税非課税となる世帯および新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付します。また、それらの対象世帯のうち、18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に出生）がいる世帯に対しては、児童1人あたり5万円を追加給付します。

対象となる方には、7月中旬より順次申請書を送付していますので、期日（令和6年10月31日(木)）までにお申し込みください。また、対象と思われるのに申請書が届かない等のお問い合わせにつきましては、福祉課までご連絡ください。

【給付対象】

令和6年6月3日（基準日）時点でつがる市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する世帯

- (1) 世帯全員の住民税が令和6年度新たに非課税となった世帯。
- (2) 令和6年度住民税について、新たに「均等割のみ課税者」または「均等割のみ課税者と非課税者」で構成されることとなった世帯。

【給付対象外】

- ・令和5年度につがる市または他市町村で、住民税非課税世帯への給付金（7万円）および住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）の支給対象であった世帯、または当該世帯の世帯主を含む世帯
※未申請の世帯や受給辞退された世帯も含まれます。
- ・世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等（子・親等）の扶養を受けている世帯（事業専従者等を含む）
- ・既に他の市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯または当該世帯の世帯主を含む世帯

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111（内線247、245）

禁煙チャレンジを支援します！

禁煙補助薬を使ってみませんか

禁煙を決意された方へ。禁煙は、ひたすら我慢をするよりも、禁煙補助薬を使用することで禁煙の辛さを和らげることができます。昨年度は、3名の方が禁煙に成功しました。禁煙補助薬ニコチネルパッチ（21,000円分）を使って、一緒に禁煙を始めませんか。補助薬代について自己負担はありません。

▼使用までの流れ

- ①電話で申込時、持病の有無や条件に該当するかどうかを確認
- ②市民健康づくりセンターで保健師と面談
- ③指定の薬局に行き、薬剤師に持病や常用薬を申告
- ④ニコチネルパッチ使用可能と判断された場合、禁煙と同時に使用開始
- ⑤禁煙開始～約4カ月間、定期的に保健師とやりとりする

▼対象者：下記1～4の条件全てに該当する市民

- 1 20歳から64歳まで（昭和35年4月1日以降生まれ）の方
 - 2 令和6年11月中旬までに禁煙を開始する意志がある方
 - 3 保健師との面談（禁煙開始時と4か月後の計2回）が可能な方
 - 4 定期的な電話連絡（5分程度・計4回）に応じることが可能な方
- ※持病によってはパッチを使用できない場合があります。

▼申し込み：健康推進課へ電話でお申し込みください。

▼申込期間：9月30日(月)13時～10月31日(木)17時

※申し込みが5人に達した時点で締め切ります。

【申し込み・問い合わせ先】

健康推進課（市民健康づくりセンター内）電話23-4311

禁煙相談をご利用ください

昨年度は禁煙相談を利用後、禁煙外来を受診し、禁煙に成功された方が3名いらっしゃいます。「禁煙を誰かに応援してほしい」「禁煙を始めたいけど、きっかけがない」「今すぐ禁煙する気はないけど、どういう方法があるか話だけ聞いてみたい」など、禁煙に興味のある方はいらっしゃいませんか。相談に訪れたからといって、その場で禁煙を決意しなくても大丈夫です。あなたの禁煙や健康について、保健師と一緒に考えます。

▼相談日時：平日9時～16時（事前予約制）

▼場所：市民健康づくりセンター

▼対象：喫煙習慣のある市民

▼申し込み：健康推進課へ電話し、相談日時をご予約ください。



特殊詐欺の電話や不審電話の対策は万全ですか

「電話に出たら不審電話だったので、すぐに電話を切った。」とてもすばらしい冷静で適切な対応ですが、さらにもう一步、対策を進めませんか。その不審電話は、特殊詐欺グループや犯罪グループが、あなたやご家族の個人情報、家族構成、ご自宅に家人がいる時間、あなたの性格（この人、従順そう？）などの情報を収集し、詐欺や犯罪のターゲットを物色するためにかけてきたのかもしれません。このような電話に出でしまい、相手と話せば話すほど、相手に情報を与えてしまうリスク、被害に遭うリスクが高まります。被害に遭うリスクを減らすために、次の対策をご検討ください。



対策ポイント

- 自宅の固定電話機に相手の電話番号が表示されるサービス※を利用しましょう。電話に出る前に、相手の電話番号を確認し、知らない電話番号には出ないようにしましょう。
- 普段から、自宅の固定電話を留守番電話に設定しておく。電話が鳴ってもすぐには受話器をとらずに、まずは、留守番電話メッセージの相手の声を聞き、相手を確認してから電話に出ましょう。
- 高齢のご家族や離れて暮らしているご家族がいる場合には、注意喚起の会話をしたり、こまめに連絡をとりあい、ご家族に不審な出来事が起きていないか確認しましょう。
- 万が一、不審電話に出してしまった場合には、話の途中でも電話を切り、警察や消費生活センターに通報・情報提供しましょう。



※電話会社のなかには、固定電話機に相手の電話番号が表示されるサービスについて、70歳以上の高齢者を対象に無償化を実施している事業者もあります。詳細は電話会社にお問い合わせください。

【問い合わせ先】五所川原市消費生活センター 電話0173-33-1626

または消費者ホットライン「188（いやや）」までご相談ください

令和6年から8月26日は「火山防災の日」になります

国民の皆さんに広く活火山対策への理解促進と防災意識の向上を図るため、8月26日を「火山防災の日」とすることが定められました。

火山災害の要因にはさまざまなものがあり、大きな噴石や火砕流などは避難までの時間的猶予がほとんどなく、命に直結する危険な火山現象です。

いざという時の避難のためには、火山防災マップなどで情報を収集し、どの範囲にどのような火山現象が想定されているのかということに加え、避難場所などの防災対策に必要な情報を確認しましょう。

また、活火山の近くにお住まいの皆さまだけではなく、登山者の皆さまも事前に確認しておきましょう。

【問い合わせ先】青森地方気象台 火山防災官 電話017-741-7413



あおもり救急電話相談 がスタートします

あおもり救急電話相談（#7119）が8月1日にスタートします。急なケガや病気で、救急車を呼んだほうがいいか、病院に行った方がいいかなど判断に迷ったときに、専門家（看護師等）のアドバイスを受られます。

※15歳未満のお子さんに関する御相談は、「青森県子ども医療でんわ相談（#8000）」を御利用ください。

【問い合わせ先】市消防本部警防課 電話42-7745

病院に
行くに
迷ったら

救急車
呼ぶに
迷ったら

迷ったら電話相談

#7119

しゃーぶ なな いち いち きゅう

ダイヤル回線、IP電話からは 017-718-0289

看護師等の専門家が アドバイスします

相談無料 24時間 365日対応

緊急時は迷わず119番へ!

8/1スタート

あおもり救急電話相談

青森県